

令和 7 年度における留置施設の巡察の実施状況について

1 概要

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第19条の規定に基づき、全国108の留置施設に対して巡察を実施した。

2 主な指摘・指導事項

- 署長等幹部による巡視の状況について確認したところ、一部において、特別要注意者又は問題被留置者が指定されている場合における巡視の懈怠が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 留置担当官による巡回の状況について確認したところ、一部において、規定された回数の巡回が行われていなかったことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 面会の終了を直ちに把握するための措置について確認したところ、一部において、面会室の面会者側扉に取り付けられているセンサーの報知機能を容易に無効にできる状態にあったことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 留置施設の規律及び秩序を適正に維持するための措置について確認したところ、一部において、同一被留置者による反則行為が複数発生しているにもかかわらず、禁止措置の適用を検討していなかったことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 令和 5 年12月の通達改正に関する教養の実施状況について確認したところ、おおむね良好な結果であった。

3 今後の取組

令和 8 年度は、令和 7 年度の巡察結果、同年度中に発生した被留置者事故等を踏まえ、被留置者の動静監視及び監視態勢の組織的管理状況を重点的に確認する。